

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和3年8月29日 14時38分ごろ
発生場所	福岡県福津市勝浦漁港南西方沖 神湊四等三角点から真方位257°980m付近 (概位 北緯33°50.6′ 東経130°28.5′)
事故の概要	水上オートバイ岡八丸は、浮体をえい航して遊走中、浮体搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和3年9月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 岡八丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	291-44654福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 2人（浮体搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者4人を乗せた浮体（定員10人分の取っ手が付いたバナナボート、以下「本件浮体」という。）をえい航し、約20km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で直進中、左へ旋回した際、本件浮体が遠心力で大きく振られて波を受け、傾斜した本件浮体から搭乗者全員が落水した。</p> <p>船長は、旋回した際、本件浮体の方を見て搭乗者全員が落水したことに気付いた。</p> <p>船長は、本件浮体の搭乗者2人の負傷を認め、救急車を要請した。</p> <p>負傷した搭乗者2人は、1人が頭部打撲及び顔面挫傷を、もう1人が頭部挫創をそれぞれ負った。</p> <p>船長及び本件浮体の搭乗者は、固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、負傷した搭乗者の2人が本件浮体に前後に並んで乗っており、落水時に互いの頭部が当たったものと思った。</p>
分析	<p>本船は、本件浮体をえい航して直進中、船長が約20km/hの速力で左へ旋回した際、本件浮体が遠心力により右に振られて波を受けたことから、傾斜した本件浮体から搭乗者全員が体を支えることができなくなって落水し、前後に並んで乗っていた搭乗者2人の互いの頭部が当たって負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が本件浮体をえい航して直進中、船長が約20km/hの速力で左へ旋回した際、本件浮体が遠心力により右に振られて波を</p>

	<p>受けたため、傾斜した本件浮体から搭乗者全員が体を支えることができなくなって落水し、前後に並んで乗っていた搭乗者2人の互いの頭部が当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浮体をえい航して旋回する場合、浮体が波を受けて傾斜し、搭乗者が落水することがないように波の状況と遠心力を考慮して操船すること。・ 船長は、浮体をえい航して遊走する場合、浮体からの搭乗者の転落に備え、搭乗者に頭部の保護具（ヘルメット等）を着用させることが望ましい。